



発行 新潟県

号外 1
平成29年 8月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 38 衆議院小選挙区新潟県第5区選出議員補欠選挙を行うべき事由の発生(選挙管理委員会)
- 39 衆議院小選挙区新潟県第5区の区域におけるすべての直接請求、解職の請求のための署名禁止(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

衆議院小選挙区新潟県第5区選出議員の欠員に伴い、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項第1号の規定により、衆議院小選挙区新潟県第5区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成29年 8月28日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

衆議院小選挙区新潟県第5区選出議員補欠選挙が行われることに伴い、この告示の翌日から当該選挙の期日までの間、衆議院小選挙区新潟県第5区の区域においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。

平成29年 8月28日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎